

第2回山形県受動喫煙防止対策推進委員会議事録（要旨）

日時：平成30年8月24日（金）
15：15～16：45
場所：あこや会館 ホール（大）

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

3 協議

○今田委員長

（1）今後の受動喫煙防止対策について、事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料】に基づき、今後の受動喫煙防止対策について説明。

○今田委員長

今回、事務局において前回の取りまとめを行い、論点が見えてきたかと思う。各委員から、それぞれの立場で更にご意見をお願いしたい。二つの論点について、一点目の方から議論を進める。この論点1をみさせていただくと、今まで「宣言」に基づいた取組みを行ってきて、この延長上、それを更に活かした形で次の段階の受動喫煙防止対策を進めるべきではないかと言うことが、今議論されている。ここに前回の委員会の意見として、条例を制定し、どのような形で実施するかということが載っているが、各委員から御意見を更に募りたい。

それではご発言のある方は挙手のうえ、発言をお願いしたい。いかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

条例制定については、私が声を大にして話をしてきた経緯がある。今回、国も苦勞して健康増進法を改正した。また、東京都もオリンピックに何とか間に合うように頑張って条例を制定した。オリンピックの年の近くになると外国の方も県内に入ってくる。また、トレーニング、合宿所にするという方法で入って来るとも予想され、オリンピックの年の最低でも前年までには何らかの形のものを作って外国人も納得できるたばこに対する体制を作っておかなければいけないと考える。委員会として日程的な問題を含めていつごろまでに何をしなければいけないかそういったものを考えておく必要があると思っている。

個人的に条例賛成派であるが、ただし、条例については、罰金を何万円にするとか、そういった罰則付きの条例ではない形でいいと思っている。健康増進法もあることから、金額的などは置いておいて、現状は数字的なものとかは国に合わせて良いのではないかと。山形県として、山形県民として、条例を作って、対策を推進していくことを主張していくことが必要であると考えている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○村山委員（山形県歯科医師会）

私も前回の委員会で、子どもあるいは妊産婦の受動喫煙防止は未来を担う人材育成という観点からも非常に大事だという話をさせていただいた。高橋委員から発言があったように条例を作っていくことに賛成である。

「宣言」だけではなく、一步踏み込んだ条例を作るということは、県民全体にそういう意識づけを更に深めていくことにも繋がっていくのではないかと考えている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

私の方から昨今のたばこの状況を簡単にお知らせする。実はここ10年くらいでたばこの消費量は全国ベースで4割くらい減っている。喫煙率についても、直近で男性の喫煙率がここ10年くらいで10%以上減っているという調査結果が出ている。また、県内のたばこ販売店の数は、ここ10年で半減している。さらに県内の耕作者の数は、1/3に減っており、たばこ産業自体は相当な縮小傾向にある。加えて、今般の国会で法律が出来、今年10月から4年間かけて、たばこの税率がアップする。1箱につき20円ずつ3回上がる。更に来年は消費税の税率のアップが予定されており、それを含めると4年間で毎年たばこの値段が上がることになる。いよいよたばこの値段は500円を超える。今後、消費税、2回の増税を加味するとおそらく600円といった値段になってくると思っている。

そのような中で、まずは時間軸として考えると、今までのトレンドから見て、やはりたばこを吸う人はどんどん減っていくと考えている。昭和の時代は大衆嗜好品と言われて多くの人が吸っていたが、おそらくオリンピック前後くらいからは高級嗜好品という位置づけとなるものと考えている。また、構造的な中で人口減少と少子高齢化により喫煙者の減少に拍車がかかると考えている。特に山形県の場合は、人口減少、少子高齢化が一気に進むと言われている。このようなことから時間がある程度の部分を解決するということを考えておく必要があるのではないかと。まして、今回、改正法が出来たばかりで、これに更に上乗せするような規制を山形県内で実施していくということに対して、違和感がある。一般の事業者に理解していただくのが難しいのではないかと。

○今田委員長

前日も言ったが、これは禁煙の是非ではなく、受動喫煙をどう予防するかということであるので、個人の意見としては、たばこを吸っていただくのであれば、気持ちよく吸っていただきたいと思っており、私はそれに反対するものではない。しかし、今回あくまでも問題としているのは、望まない受動喫煙をどのように防止すればいいのか、ということで各委員から意見を伺いたいので、できれば論点に沿った形でご議論いただきたい。

その他、いかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

国の改正法と東京都で条例を制定したことは分かっているが、東北6県の取組みはどうなっているのか教えていただきたい。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

条例という観点では、全国的に条例を制定しているのは、兵庫県、神奈川県、東京都で都道府県レベルでは3自治体となる。受動喫煙防止対策としては、昨今の新聞報道では、例えば宮城県仙台市で勾当台公園の中で灰皿を撤去するとか、その他、東京五輪に向けて、各地で強化していくとの報道がある。また、これも新聞報道になるが、東京五輪会場での受動喫煙防止対策ということで、北海道、宮城県、福島県、茨城県など様々取組みを進めているなど全体としての動きがあるようである。

○今田委員長

ありがとうございます。その他、いかがか。

○山川委員（山形県麺類飲食生活衛生同業組合）

観光客など県外や外国から来た方について、国の法律は理解していても、その地域、地域で条例などで対策が違ってくると混乱を招く可能性があるのではないかと考えている。

今、現在、受動喫煙防止のために飲食店では、店頭へのステッカーの掲示により吸えるお店、吸えないお店が分かるようにする取組みを進めている。この取組みについてオリンピックを待たずに早めに進めて行く方が良いのではないかと考えている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○武田氏（山形県市長会）

前回の委員会の内容について、市長会の会長である、土田東根市長に復命している。会長も資本金 5,000 万円以下、100 m²以下については、国会議員が大いに議論したとの認識をお持ちであった。

委員皆さんの議論を伺うと、保健医療関係者の方は、国の改正法では不十分だと感じられていること、一方で飲食店関係の委員の方を中心に、これ以上の規制を行うことは経営上の不安があるということかと思う。

東京都の条例を見ると、規制を厳しくしたいいわゆる上乗せ条例となっている。山形県として、具体的に上乗せを考えているのか、先ほどから様々な意見があったが、国の改正法でクリアしているのか、クリアしていないのか、○×△という訳ではないが、もっと整理をして、その対策が条例に馴染むものなのか、馴染むものであれば条例できちっとやっていく事かと考える。

○今田委員長

おそらく条例について、中身を詳しく議論していないため、上乗せになるのか、あるいは改正法を基とした山形県としての独自の条例となるのか、また、これまで様々な条例の例を見せていただくと、あくまでも努力義務で、罰則規定を設けないという条例もあるので、それを含め、おそらく立場立場でこのようにしたほうが良いという理想が違っていると思う。山形県として、ご自身の立場として、このような内容が良いなどお話いただければ、なお具体的に議論が深まっていくと思う。

その他、いかがか。

○丸森委員（山形県商工会女性部連合会）

たばこ関係で経済的損失が一兆数千億円ということ、そのうち受動喫煙に関しての健康被害での経済的損失は三千数億円と言う話を聞いた。この状況を踏まえ、国民の健康を考えると、条例が出来、その条例が推進されて行けば予算化につながり、そして啓発に繋がっていけばいいと思っている。また、条例ができることにより活動しやすくなるのではと思っている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○山川委員（山形県看護協会）

看護協会も前回の委員会において、条例の制定が必要であるとの意見を述べさせていただいた。やはり色々な方の意見を聞くと色々な考えがあることは理解しているが、やはり禁煙推進ではなく、受動喫煙防止という観点から言えば、山形県としてはまずは条例を制定して、取り組むことが必要ではないかと考える。やはり、未来を担う子どもたちを受動喫煙からどうしたら守れるのかということ考えた場合、条例制定を望むところである。先ほど委員長からも話があったとおり、罰則までは付けなくとも、努力義務であっても、皆さんの意識は変わってくることも聞きますので、そんなことから山形県として、何か一歩前に進めれば良いのではと思っている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○菊地委員（山形県社交飲食生活衛生同業組合）

前回の委員会でも話をしたとおり、県社交飲食生活衛生同業組合は、18 歳未満の方が来ない店舗が大半であり、そんな中で様々な議論を伺っていると、前回も意見が出ていたと思うが、まずは改正法に従って対策を進めるというのが順当な手段なのではないかと思っている。まだ、健康増進法が改正されて日も浅いこともあり、当組合でも、ステッカーによる禁煙、分煙、喫煙などの表示の徹底もまだ進んでいない。中には店内禁煙としながら、入口のところに灰皿を置いて、結局は歩道を歩いている人に煙をばらまくお店もある。このような問題点を一つ一つ解決をする取り組みをすることが先であると思っている。もう少し様子を見て、特に他県、近隣の県、交流人口について、山形県も増やそうとしているが、遠くから来る方は、山形県にしか来ないというわけではなく、近県も回ってくるので、そこそこの県で

全然対応が違うとなると、交流人口の減少にもつながってしまうというおそれもあるのではないかと。その辺をもっと慎重に、条例制定については、少し時間をおいて、考えられてはいかがか。

○今田委員長

その他、いかがか。

○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

妊婦や子どもさんの受動喫煙はまったくだめだと思うが、菊地委員から話があったとおり、やはり私ども居酒屋をやっている、東北6県から出張で来るお客さんもいる。例えば、他県はそんなに厳しくないのに山形県だけはすごく厳しいとなれば、イメージ的に良くないということもある。

私ども組合の組合員では、一人で店をやっている人もいれば、夫婦でやっているなど小さな店舗で営業をしている人が結構いる。若い人であれば、まだ何年か営業できる時間があるため何とかしようと考えられると思うが、30、40年と営業してきた年配の方だと、どうしてもあと何年営業できるんだろうと考えた場合、店の中に喫煙室を設けることにお金をかけないのではないかと。もっと議論を深めて一気に決めるのではなく、皆さんで意見を出し合い、そして、正しい方向にいてほしいと思っている。たばこが悪いあるいは受動喫煙になるからたばこを吸うのが悪いという、ありきの話ではだめだと思っている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○新関氏（山形県料理飲食業生活衛生同業組合）

国の改正健康増進法が決まったが、まだまだ浸透度合いが非常に希薄なのではと思っている。東京都はいち早く上乗せをしているというイメージがあるが、私ども山形県においては条例を制定する、制定しないは別として、先ほど委員長から話があったとおり条例の内容が未確定である。私どもは条例化が反対だということではなく、条例の制定が禁煙と言うか、たばこ排除なのではと思っている。先ほど話があったように吸う権利もあり、たばこは、無くせないものだと思っている。ここで議論されて決定を見ていくという動きよりも、浸透度合い、他県の様子を含めてどういったことが生じてくるのか見ていく時期なのではないか。

受動喫煙の防止は賛成ということで皆さん集まっている訳であるが、もう少し具体例を含めて、条例の事例などを含めて、議論をしていく必要があるのではないかと。私どもは条例化が反対だということではなく、条例の制定が禁煙と言うか、たばこ排除なのではと思っている。

また、前回の委員会において、ダブルスタンダードという話が出ていたが、国において改正法で推進していくのを踏襲するというので、「宣言」と言う言葉がいいのか、「条例化」と言うのがいいのか分からないが、当然ながら踏襲する段階で、今の段階では、様子を見ていく大事な時期なのではないか。

○今田委員長

その他、いかがか。

○五十嵐氏（山形県町村会）

飲食店の皆さんで条例化ということになると様々不安を抱かれると思う。単に条例と言う話をされても、議論にあったように健康増進法に上乗せするのか、罰則はあるのか、加熱式たばこはどう扱うのか、本当に改築しなければいけないのか、様々な不安の思いがでてくるものと思う。そのため、まず条例のたたき台、素案のようなものを示して、その具体的なところで、議論を深めていくことが肝要なのではないかと思っている。これは個人的な思いであるが、更には、条例制定が受動喫煙防止の推進だけではなくて、禁煙運動を一層進めるということに繋がればよいと思っている。いずれにしても、たたき台をきちっと示すことで色んな不安を取り除くことになり、また、具体的な議論も深められるのではないかと。私どもは条例化が反対だということではなく、条例の制定が禁煙と言うか、たばこ排除なのではと思っている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

たしか5年前の委員会の時に条例の話がでたと思うが、条例化と聞いたときに県民に義務を課して権利を制限する意味合いである旨の答えがあった。権利を制限するというのが、経済的な部分も加味した話になってくると難しくなってくるのではないかと。条例の意味を考えるとやはりその部分が見えないとなかなか先の話が難しいと思っている。言葉だけを聞くと非常に厳しいことだと捉えられてしまうことから、今まで話があったようにどのような条例なのか具体的なところで議論を進めたら良いのではないかと考えている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○酒井委員（やまがた育児サークルランド）

私は長年助産師をしてきて、そこで妊産婦をずっと見てきた。そして、現在は、子育て支援として子どもを見ている。また、禁煙支援についても高橋委員と一緒にやってきたが、なかなか効果が上がらない。皆さんの御意見を伺い、何人かの委員もお話しされていたが、条例のたたき台、他県の案なども参考にしながら具体的な議論を行ってはどうか。

条例については、最初からきつくする上乗せするという事ではなく、少しずつ取り組む必要があるのではないかと考えている。長野県では健康増進運動ということで、実績を上げているが、それは1年、2年でやったことではない。やはり何年、何十年かけてやる必要があると思うことから、少しずつ柔らかいところから始めて、その状況から、たばこはだめだと気づいてくださる方もいると思う。是非私は、そのようなことから条例化を柔らかいところから進めていっていただきたいと思っている。妊婦、子どもを守る立場として、言わせていただいた。

○今田委員長

その他、いかがか。

○須藤委員（山形県旅館ホテル生活衛生同業組合）

この場所が、受動喫煙防止対策を検討する場からすると、まずは「受動喫煙防止宣言」というものがあるので、こちらをPRすることに注力すべきではないかと個人的には考えている。

それから、今現在、改正健康増進法が公布された中において、条例で上乗せする必要があるのか、上乗せするとしたらどこなのかということのを是非ここで話された方がよろしいのではないかと。条例の案文を作って、例題を作ってからは、条例ありきの制定のための委員会になるのではないかと気がするがいかがか。

○今田委員長

委員の皆さんの意見を伺うとそれぞれ条例と言うものに違うイメージを持たれていて、厳しいというイメージを持たれている方と、比較的県民の意識向上と言うか増進のための旗印として使うというイメージの条例を持たれている方もおられると思う。先ほど非常に良い意見があった。ある程度具体的なこういったたたき台的なものがあって、これに対して〇×であるとかあるいはこういう意見を持って議論した方が進めやすいのではないかと考えた次第である。あくまでも、ここでは皆さんの意見を伺って、更に条例がいいのか悪いのか、あるいは、たたき台としてどのようなものが考えられるのか、今後たたき台を作って行って、それについて、もう少し細かい意見をいただくことによりおそらく議論が進むのではないかと考えたところである。

その他、いかがか

○三浦委員（山形県経営者協会）

条例にせよ、宣言にせよ、なぜそうしなければならないのかということを理解した上で意識を改革する、そのことによって、例えば車の中で、子どもさんがいる時には、当然たばこを吸ってはいけないと理解しなければならない。なぜそのような話をするかというと、病院にいったときにたまたま目にしたことであるが、30歳代のお母さんが運転しながらたばこを吸っていて、その車の中に中学生が乗っていた。私も過去にはたばこを吸った人間であるので、そういった場面も過去には確かにあったが、意識改革と言うことで、たばこを止めた。そのようなことから意識を改革する意識を変えるということが、一

番大事なことなのではと思う。そのためには何かそういうものがあって、皆さんがそれによって意識を少しずつ変えられるというものになっていくことがいいのではないかと考えている。

○今田委員長

第1回の委員会もそうであったように、それぞれの立場が違うことから、なかなか一つに収束するというは難しいと思ったところである。ただ、意見を伺うと、条例を制定するか制定しないかの大きな中身があるが、おそらく中身次第によっては賛成できるという方といやちょっとという方がおられると思う。

そのため、できれば今後、仮に条例を作るとしたらこのような形、例えば、先ほど案として罰則規定のないものであるとか、あくまでも県民の意識向上に向けた条例の内容にするとか、それぞれ様々な考え方がありと思われることから、更にできればこのような大きな場では難しいと思われることから、何名かの委員の方に御協力をいただき、更に詳細に案を詰めるあるいはたたき台を作るといった作業の方がおそらくはある程度のまとまりが出るのではないかと考えたところである。

私たちは条例、法律等についてはプロではないことから、県の事務局からもお手伝いをいただきながら進めるようにしたいと思うが、ここで〇×と言うのではなく、更に皆さんから意見をいただくということによろしいか。

(各委員賛同)

それでは論点1では様々な意見をいただき、今後実際にどういった形で進めればいいのか、更に細かい意見をいただきつつ、あるいは事務局の助けもいただきながら、更に進めていきたい。

論点2の方に移らせていただく。こちらは、具体的な内容となるが、一つ目の「本県の受動喫煙防止対策として重点的な取組のあり方」について、どういったところに重点を置くべきか、二つ目の「飲食店の経営上の不安」について、先ほども意見をいただいた部分にもなるが、更に具体的にこのようなことが良いのではないかなど意見をお願いしたい。いかがか。

○吉田 氏（山形県鮭商生活衛生同業組合）

私も二十数年寿司業界をやらせていただいている。私の店は、私と妻の二人のお店で個人営業の小さなお店であるが、たばこを吸うお客様もいれば、吸わないお客さまもいる。あるAさんという方が、酒とたばこが大好きだということで、私が酒とたばこどちらか一つを選ぶとしたら、どちらをとるかとの問いかけに、そのAさんは考えた末に「俺はたばこだ」と言われた。酒をとらずにたばこをとるということに私は非常にびっくりした。その方は、今でも常連でお店にきていただいているが、その方がカウンターでたばこを吸われる場合は、お隣のお客さんに一言声をかけさせていただき、隣の方がたばこを吸っていいものか伺っている。このようにお客様を通して色々考えさせられることがある。

○今田委員長

飲食店で吸われる方もそうであるが、隣にいらっしゃる方も、対象になってくるため、広い範囲のところに気を配っていただき、御意見をいただきたい。

他にいかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

受動喫煙防止対策の取組みを進めるに当たり、やはり意識レベルをアップしなければいけない。意識をアップするために子どもたちへの教育は誰がするのか。どのようにするのか。妊婦さんに対する教育は誰がどのようにするのか。その辺のところの教育、地域に対する教育は統一して、県で調整してやる方法もあるのではないか。例えば、我々四師会にどこそこに行ってくれとか。私は、幼稚園や小中学校などでお話しさせていただいているが、関係ないところに行くことはできないため、県で考えてもらってシステムを作った方がレベルアップにつながるのではないかと考えている。

○今田委員長

たしかにお店で努力することよりも、お客さんがある程度意識が上がって、このようなどころでは吸わない方がいいと考えるようになるとお店の負担も減るのかなと思う。これの根幹は、啓発をして意識

が向上し、マナーが向上するということが一番大事かと思うところである。この論点で取り組みを大きく持ったら良いのではと感じた。

その他、いかがか。

○丸森委員（山形県商工会女性部連合会）

一般的な主婦の考えであるが、啓発について、まず医療機関が問題にすべきだと思う。受動喫煙によりこのような病気になりますよというようなものをもっと広く広報する。ポスター、チラシ、ステッカーというものを例えば掲示板に貼っていただくこと、子どもや親子で利用する施設にもポスターを貼っていただくこと、妊婦さんがいく健診の場や子どもの予防注射の場所などにもポスターを貼っていただくところから始めてもいいのではないかと思う。それからポスターも必要であるが、今の若い人は、インターネット、スマホ、タブレットから情報が入るのである、それを利用する手段どのようなものがあるのか研究していただきたいと思ったところである。

○今田委員長

おっしゃるとおり、子どもたちはあまり新聞を読まない。電子にしか目がいかないようなところがある。

その他、いかがか。

○芳野委員（山形県薬剤師会）

子どもや妊産婦への受動喫煙の強化が必要であるとあったが、学校教育の中でも子どもさんへの喫煙教育であるとか、受動喫煙教育などは授業の中でも行われている。学校や薬剤師の先生が総力を挙げて実施しているところである。ただ、この中で抜けているところは、例えば、運転しているお父さんが車の中でたばこを吸っている、子どもは分かっている、家族みんなも分かっている状態でそれを受け入れなければならない、受動喫煙をうけとらなければならないという実態がある。そのような方に対する教育、意識改革をもう少ししっかりやるような方法をとっていかなければいけないと思っている。

○今田委員長

車でたばこを吸っているお父さんに対して、どのように啓発、どのような場で啓発するのがよろしいものか。

○芳野委員（山形県薬剤師会）

妊婦さんであれば親子教室であったり、あるいは学校のPTAをもっと使いながらそちらの方から話していくなども考えてはいるが、まだまだ密室の中までは対処できない状況であるので、そのへんを施策として広めていただきたいと思っている。

○今田委員長

診療していると、病気になった人は、その時には禁煙してくれるが、いかんせん病気になってからでないと指導できない。病気になる前に何かできないものかと思っている。健康教室などで話をしたりするが、そこに来る人たちは健康に興味がある人、健康になりたい人が多いので、本当に聞いて欲しい人は来ないというのが現状であり、本当に届けたいところに届いていないのがおそらく現状かと思っている。

○芳野委員（山形県薬剤師会）

できれば教習所などで研修会を開ければと思っている。

○村山委員（山形県歯科医師会）

今の話の関連であるが、教習所もそうであるが、免許センターや警察署など免許更新などで必ず何年かに一度行くところに働きかけるのも一つではと思ったところである。

○今田委員長

その他、いかがか。

○高橋委員（山形県医師会）

幼稚園の父兄会などにおいて、「お父さんお母さんが子どもを幼稚園に送ってくるときに車内でたばこを吸っていることで子どもがたばこ臭くなっているそのようことを幼稚園の先生が話されていた。御父兄の皆さんそれをどう思いますか」と必ず話かけている。このような方法など色んな場でチャンスはある。今日は親の教育の場ですよと言うと誰も来ない。たばこの話をすると言っても誰も来ないことから、子どものために来るときをうまく使っていったらいいと思っている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

喫煙マナーに関しては、たばこ販売店を含めて、路上に吸いながら沢山落ちていた時代から、きれいにならなければならないということで、もう 30 年近くやっている。また、清掃活動も一生懸命やっているが、10 年前、20 年前と比べると相当道路はきれいになっていると実感している。時間はかかると思うが、そういった形で最近の人たちは非常にマナーが良くなってきており、意識も変わってきている。

加熱式たばこがでてきて、受動喫煙の防止を意識したたばことして非常に多くの喫煙者の方が求めていることを考えると、喫煙者の意識も 10 年前と比べると非常に変わってきていると思っている。何とか直接喫煙者の方々にそういったマナーの部分の普及できるようにしていきたいと思っている。

○今田委員長

その他、いかがか。

○須藤委員（山形県旅館ホテル生活衛生同業組合）

改正健康増進法で 100 m²を超える若しくは 100 m²以内若しくは資本金 5,000 万円以下というところを考えると、大きなところは分煙も可能ではないかと思っている。100 m²を超えないところについては、そういった施設は出来ないということを加味した内容になっているのではないかとということで、少しは安心しているところである。ただ、旅館、ホテルの場合で、比較的大きなクラブ、バーが多くなおかつそこがテナント形式で入っていたりすると、改めて、設備投資をするということが非常に難しく、これを契機にお店を閉めてしまおう、そういうことに何とかならないようにできないものかと考えている。

参考までに、私が旅館をしていて気づいているところを申し上げますと、まず、ご家族連れでいらっしゃるお客様でお父さんが吸うのは当たり前なことであるが、お母さんが喫煙所で吸っているのが結構目立つ。喫煙される方で 80 歳以上の高齢の男性のグループ等を見るとお酒もたばこもガンガン飲む方が多い。健康な方は、酒を飲もうがたばこを吸おうが元気であるんだなと感心させられるところがある。

○今田委員長

100 m²の境について、実際の山形県の飲食店の状況が分かっていないが、それを適用するとかなりの影響があるのか。山形県であればそれほどでもないのか。該当するのは限られるのか、そういった部分について何か情報があったら教えていただきたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

法律の中では 100 m²に満たないところ、それと合わせて個人あるいは 5,000 万円以下両方にマッチするところが経過措置の対象となる。経過措置対象施設について、たばこを吸わせる場合には、うちの店は喫煙の店ですよと掲げることが法律の内容となっている。法律では 2020 年の東京五輪の年の 4 月から全面施行されるが、それ以降にできた新しいお店は、面積が狭くともこの措置は適用されない形をとる。なかなか細かな中身なのでこれから国で細部からお知らせする部分となる。

今話のあった 100 m²以下のお店について、アンケート調査の結果になるが、広さだけから言うと 65% くらいが該当する。傾向として受け止めていただければと思う。全国ベースでは、それに資本金を合わせると 55% くらいが該当するというので、だいたい 5～6 割くらいが経過措置該当とお受け止めいただければと思う。細かな実数までは持ち合わせていないが、傾向としてはこのような状況となる。

○今田委員長

ありがとうございます。その他、いかがか。

○村山委員（山形県歯科医師会）

先ほどマナーの話がでたが、究極のマナーと言うのは、喫煙される方が、人の前で吸わないこと。喫煙される方は、それはそれで自分の責任で喫煙されて良い訳であるので、御自分の責任で周りの人に受動喫煙をさせないということが、究極のマナーであると思っている。

○今田委員長

おそらくこれは色々な御意見があって、簡単にぱっと決まるものではないと前回は申し上げたが、今回もそのような状況になっていると思う。色々御意見をいただき、やはりみなさんにお時間を作っていただいて集まっていたからには、山形県民のために何らかの良い方向のものを作って行きたいと委員長としては思うところである。

いきなり条例にしますというのは無理があると思うが、どういった形であれば皆さんに賛同いただけるのか、あるいはどういった形であれば協力できそうなものか、あるいは、それぞれの立場でお仕事等に大きな影響を与えないで新しいものを作りあげることができるのか、そういったところについてもう少し議論をする機会を作らせていただきたいと思います。

先ほど言いましたとおり条例云々に関しては、全く素人として、この点については、事務局にお力添えをいただく必要があると思うが、今後更にそういった山形県民のために何か新しいものを作るという話し合いの場を更に持たせていただきたいと思います。これに関してはよろしいでしょうか。

（各委員賛同）

今回で○×と言うのはあまりにも乱暴であり、新しい色々な角度からの意見も必要だと考える。もちろん条例を制定するののも一つの案であり、それも可能性としてはあるかと思っている。ただし、各委員の先生方の意見を十分に汲んだ上で、と注釈がつくものと思っている。

それでは、1回目、2回目の話をまとめながら、たたき台となるものを整理して作りたいと思う。

そのために大変恐縮であるが、この委員会の委員の皆様方からも何人かに御協力をいただき、おおよそ半分程度の方を想定しているが、さらに御協力をいただいて、そのたたき台あるいは原案といったものを作らせていただきたいと思います。

それでは半数ぐらいの方に御協力いただきたいが、その人選に関しては、僭越ではあるが、委員長の私に御一任いただければと思っている。

よろしいでしょうか。

（各委員賛同）

ありがとうございます。それでは協力する方をお願いして部会のようなもので更に検討させていただき、その検討した内容を基に、第3回の委員会にお諮りしたい。また、議論の途中経過も逐一皆さんにお伝えし、その都度、御意見をいただければと思っている。

これでこの議論の時間を終わりにしたいと思うが、その他、何かありますでしょうか。いかがか。

（なし）

○今田委員長

それでは、議事を終了させていただく。

◆事務局（司会：真壁課長補佐）

次回の委員会の開催は、10月の上旬を予定している。その間、条例の内容を整理するための部会を、日にちのない中で恐縮であるが、まずは9月上旬で開催することで調整させていただければと考えている。協力者については、出席についてよろしくお願ひしたい。

以上